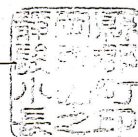




小総総第31号
令和4年8月15日

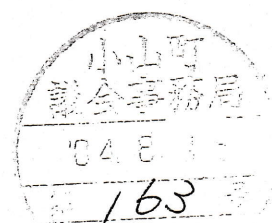
小山町議会議長 遠藤 豪 様

小山町長 池谷 晴



請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告について

令和4年6月21日付け小議第107号において、地方自治法第125条の規定により
請求があった処理の経過及び結果の報告について、別紙のとおり報告します。



請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告について

- 1 件 名 小山町役場における法令遵守義務の自覚について
- 2 採択した内容
 - (1)「1. 小山町の土地売買事務の適正化について」
のうち、「①足柄サービスエリア周辺土地開発事業」の項目
 - (2)「2. 小山町役場における会計処理の適正化について」の項目
- 3 審査意見 主観的な表現については、一部採択から除く。

令和4年6月21日付け小議第107号において、地方自治法第125条の規定により請求があった処理の経過及び結果の報告について、以下のとおり報告します。

令和4年8月15日

小山町長 池 谷 晴 一

- 1 「1. 小山町の土地売買事務の適正化について」
 - のうち、「①足柄サービスエリア周辺土地開発事業」の項目
 - (1) 町有地の処分に際し、従来から庁内の決裁処理及び登記事務等について適正な事務執行を意識しておりましたが、更なる法令順守の意識の向上に努めるため、内部牽制機能を強化し、職員に対して改めて法令順守を前程とした適正な事務執行を徹底するよう意識の啓発を図ってまいります。

具体的には、庁内における不適切な事務の発生を受け、全職員に対し、今一度公務員の原点に立ち返り、「公務」の意味を考え直すことを指示いたしました。

なお、7月から8月にかけて全ての一般行政職員を対象に、コンプライアンス研修を実施し、6月定例会で制定した小山町職員倫理条例についての理解を深めるとともに職員一人ひとりに周知徹底を図りました。
 - (2) 議案審議に当たっては、適切な資料に基づく議案の作成及び提出を行い、丁寧な説明を心掛けてまいります。

なお、6月8日に臨時部課長会議を実施し、議会において不適切な議案提出が指摘

され、町民の信頼を揺るがせたことを改めて深く反省するとともに、同様の不適切な事務処理等の根絶を図ることを指示し、その指示事項を全職員に対して周知しました。

2 「2. 小山町役場における会計処理の適正化について」の項目

5月23日の庁議において、管理職職員に対し、全所属員を対象とした面談の実施を指示し、改めて公務の意義の確認と意識付けを行うとともに、各職員から事務事業の課題事項、問題点等を聞き取り、必要な助言を行い、その結果を取りまとめたうえで報告を求めました。管理職職員が積極的に部下の職務に関与することは、今後も継続的に行ってまいります。

なお、庁議において指示した事項については、5月26日付け文書により、全職員に対して通知し周知しました。

また、広報おやま6月号において「湯船排水路河川災害復旧事業についてのご報告とお詫び」を掲載し、町民の皆様に対し説明等を行いました。

さらに、6月1日付の人事異動を発令し、フロンティア推進課の業務執行体制を強化し、6月8日の臨時部課長会議で、人事異動の意義について直接幹部職員に伝え、全庁体制にて業務に取り組むことを指示しました。

繰り返しとなりますが、町民等からの信頼を失うことのないよう、今後も内部牽制機能を強化するとともに「報告・連絡・相談」の実施を徹底し、改めて法令順守及び適正な事務執行を徹底するよう、継続的に職員の意識の啓発を図ってまいります。

また、管理職職員は、積極的に所属員の担当する各種事務の執行状況や課題等を把握管理したうえで、適宜適切な助言を行うことにより、事務の誤りや、事務手続きの漏れなどを早期に発見することを心がけ、今回のような不適切な会計処理を二度と繰り返さないように各種事務の進捗管理を行ってまいります。